

下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する建設工事の請負の契約締結に当たり、適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項及び下松市契約規則（平成27年下松市規則第7号）第13条の規定に基づき、契約申込価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合において、最低の価格で入札をした者を調査の上、落札者としないうちの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 低入札価格調査 契約の相手側の申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に行う当該契約の履行可能性等の調査をいう。
- (2) 直接工事費 工事目的物をつくるために直接必要とする費用をいう。
- (3) 共通仮設費 各工事種目に共通の仮設に要する費用をいい、共通仮設費率計上分及び共通仮設費積上分からなる。
- (4) 共通仮設費率計上分 共通仮設費のうち、直接工事費に対する比率から算定するものをいう。
- (5) 共通仮設費積上分 共通仮設費のうち、共通仮設費率計上分に含まれない内容を別途積み上げる費用をいう。
- (6) 現場管理費 工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用をいう。
- (7) 一般管理費 工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。
- (8) 機器単体費 空調機器、発電機その他の機器の製作工場等において機能及び性能の確認（品質証明等を含む。）がなされ、かつ施工現場等において加工等を必要としない機器を調達するのに要する費用をいう。
- (9) 総合評価方式 地方自治法施行令第167条の10の2の規定（第167条の13により準用する場合を含む。）により、価格その他の条件が市にとって最も有利となるものを落札者とする方式をいう。
- (10) 評価値 前号に定める総合評価方式において、落札者を決定する際の判断とする数値で、入札価格と入札者の技術力等から算出する値をいう。

(対象工事)

第3条 この要綱の対象となる工事（以下、「対象工事」という。）は、競争入札に付する工事のうち、請負対象設計額が500万円以上のものとする。

(調査基準価格の設定)

第4条 低入札価格調査を実施する基準は、その者の契約申込価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。この場合の調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、調査基準価格算定調書（別記第1号様式又は別記第1-1号様式）により算出した当該各号に定める額とする。

- (1) 土木系工事（土木等一般工事）（調査基準価格算定調書（土木系工事）別記第1号様式）

「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」（各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てる。）から千円未満を切り捨てた額とする。

(2) 土木系工事（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）（調査基準価格算定調書（土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）別記第1-2号様式）

「直接工事費の10/10+機器単体費の9.2/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」（各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てる。）から千円未満を切り捨てた額とする。

(3) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事及び解体工事）（調査基準価格算定調書（営繕系工事）別記第1-1号様式）

「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費の7/10」（各費目に所定の率を乗じて小数点以下を切り捨てる。）から千円未満を切り捨てた額とする。

(4) 前号の工事において直接工事費の額は、第2条第2号に規定する直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、第2条第6号に規定する現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。この場合において、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア イを除く営繕系工事

直接工事費に1/10を乗じた額（小数点以下を切り捨てる。）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に2/10を乗じた額（小数点以下を切り捨てる。）

（判断基準額）

第5条 調査基準価格から調査基準価格の2パーセントを差し引いた額を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないもの、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし不落札とし、次条の調査の対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事については、当分の間、この判断基準額は適用しないものとする。

(1) 土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事

(2) 営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で直接工事費に占める機器単体費の割合が3/10以上の工事

(3) 土木系工事又は営繕系工事問わず、解体工事

（調査対象となる入札）

第6条 調査対象は、対象工事の競争入札において、調査基準価格を下回った入札とする。

（入札の保留）

第7条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、直ちに執行を打ち切り、保留を宣言し、落札者は後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

（調査の実施）

第8条 入札執行者は、入札終了後、調査の対象となる入札者（以下「調査対象者」という。）に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、第3項の事項について調査する。調査対象者が複数あった場合は、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から調査し、適正な履行がなされないと認められた場合は次順位の調査対象者を調査する。なお、調査の結果によっては再度調査を行うこともあるので、その旨を調査対象者に伝えることとする。

2 前項の最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）が同額又は同点により複数ある場合は、くじにより調査の順位を決定する。

3 次の各号に掲げる工事内訳書の資料及び添付資料（以下「資料等」という。）については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等により、入札執行者が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。また、教示を踏まえた資料等の再提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行者が適切に設定するものとする。

- (1) 低入札価格調査の実施概要 (別記第2号様式)
 - (2) 低入札価格調査表（その価格で入札した理由）及び入札価格の内訳書 (別記第3号様式)
(自由様式)
 - (3) 手持工事の状況 (別記第4号様式)
 - (4) 手持資材・購入予定資材一覧表 (別記第5号様式及び第6号様式)
 - (5) 手持機械一覧表 (別記第7号様式)
 - (6) 労務者の確保計画 (別記第8号様式)
 - (7) 安全対策の計画 (別記第9-1、9-2、
9-3、9-4号様式)
 - (8) 品質確保の計画 (別記第10-1、10-2、
10-3号様式)
 - (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者 (別記第11号様式)
 - (10) 建設副産物の搬出予定地 (別記第12号様式)
 - (11) 下請予定業者一覧表 (別記第13-1、
・施工体系図兼下請契約計画調書 13-2号様式)
 - (12) 経営内容状況及び信用状況
 - (13) その他
- (調査の方法)

第9条 入札執行者は、調査対象者に対して、調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に当該入札価格の内訳書を提出するよう求めるものとし、提出された入札価格の内訳書については、数値的判断基準により審査するものとする。この場合において、期限内に入札価格の内訳書の提出がない場合及び提出資料に必要事項が記載されていない場合など調査に協力しない場合並びに持参以外の方法による提出があった場合は、当該入札を無効とする。

2 入札執行者は、調査対象者に対して、最低額で入札した者（総合評価競争入札方式によるものについては、評価値の高い者）から順次調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に、前条第3項に掲げる資料等の全てを提出するよう求めるものとする。ただし、第5条に規定する判断基準額を適用する工事については、前条第3項第5号から第13号に掲げる資料等の提出を求めないものとする。

(判断基準)

第10条 前条の調査において、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

- (1) 基本的判断基準
 - ア 調査に協力的であること。
 - イ 企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果であること。
 - ウ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (2) 数値的判断基準（工事費内訳書の審査基準）
 - ア 数量は、仕様書に計上した設計数量（参考数量）と同数であること。
 - イ 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。
 - ウ 建設廃棄物は、適正な処理費用が計上されていること。
 - エ 請負対象設計額が、500万円以上の土木建築工事等については、土木系工事関係

では積算体系上「種別（レベル2）」・営繕系工事関係では「科目別内訳」ごとの金額は、請負対象設計額の50パーセント以上であること。ただし、その請負対象設計額が100万円未満のものは除く。

オ（直接工事費＋共通仮設費）は請負対象設計額の80パーセント以上であること。

カ（現場管理費＋一般管理費）は、請負対象設計額の45パーセント以上であること。

キ 共通仮設費率計上分は、請負対象設計額の50パーセント以上であること。

ク 共通仮設費積上分は、請負対象設計額の50パーセント以上であること。

- 2 設計を所管する課等の長は、前項各号の基準により「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」の判断をし、落札者とするか否かを決定する。
- 3 前項の判断に当たっては、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、当分の間、第1項第2号エ、キ及びクの規定は適用しないものとし、特殊な機械設備・電気設備及び土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間、同号エからクまでの規定は適用しない。
- 4 第2項の判断に当たっては、別紙1（低入札価格調査審査表）及び別紙2（入札価格比較表）を活用する。

（調査結果）

第11条 別紙1（低入札価格調査審査表）を作成したときは、次の各号により下松市建設工事等指名審議会規程（昭和46年下松市訓令第5号）に規定する指名審議会に諮るものとする。

2 前項により指名審議会に諮った結果、落札者と認めるときは当該応札者を落札者と決定し、不落札者と認めるときは次に安価な応札者について、前条各号に掲げる調査を行うものとする。

（調査結果の通知）

第12条 入札執行者は、調査を完了したとき（指名審議会に諮った場合は、審査を完了したとき）は、調査を受けた者に対し、その調査結果を速やかに通知するものとする。

（調査結果の公表）

第13条 調査の結果は、速やかに公表するものとする。

（総合評価方式による入札における取扱い）

第14条 総合評価方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の本要領の規定の適用については、第8条中「最低額で入札した者」を「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高い者」と読み替える。

（その他）

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

低入札価格調査審査表

1. 調査対象業者名: _____

2. 調査基準額

①工事価格		円
②調査基準価格		円
③判断基準額		円
④調査対象入札価格	円 (適・否)	

3. 数値的判断基準

(1)見積内訳書の審査基準

基 準	判定	否とした場合の理由
①数量は、仕様書に計上した設計数量(参考数量)と同数であること。	適・否	
②材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。	適・否	
③建設廃棄物は、適正な処理費用が計上されていること。	適・否	
④請負対象設計額が、500万円以上の土木建築工事等については、土木系工事関係では積算体系上「種別(レベル2)」・営繕系工事関係では「科目別内訳」ごとの金額は、請負対象設計額の50パーセント以上であること。ただし、その請負対象設計額が100万円未満のものは除く。	適・否	
⑤(直接工事費＋共通仮設費)は請負対象設計額の80パーセント以上であること。	適・否	
⑥(現場管理費＋一般管理費)は、請負対象設計額の45パーセント以上であること。	適・否	
⑦共通仮設費率計上分は、請負対象設計額の50パーセント以上であること。	適・否	
⑧共通仮設費積上分は、請負対象設計額の50パーセント以上であること。	適・否	

4. 基本的判断基準

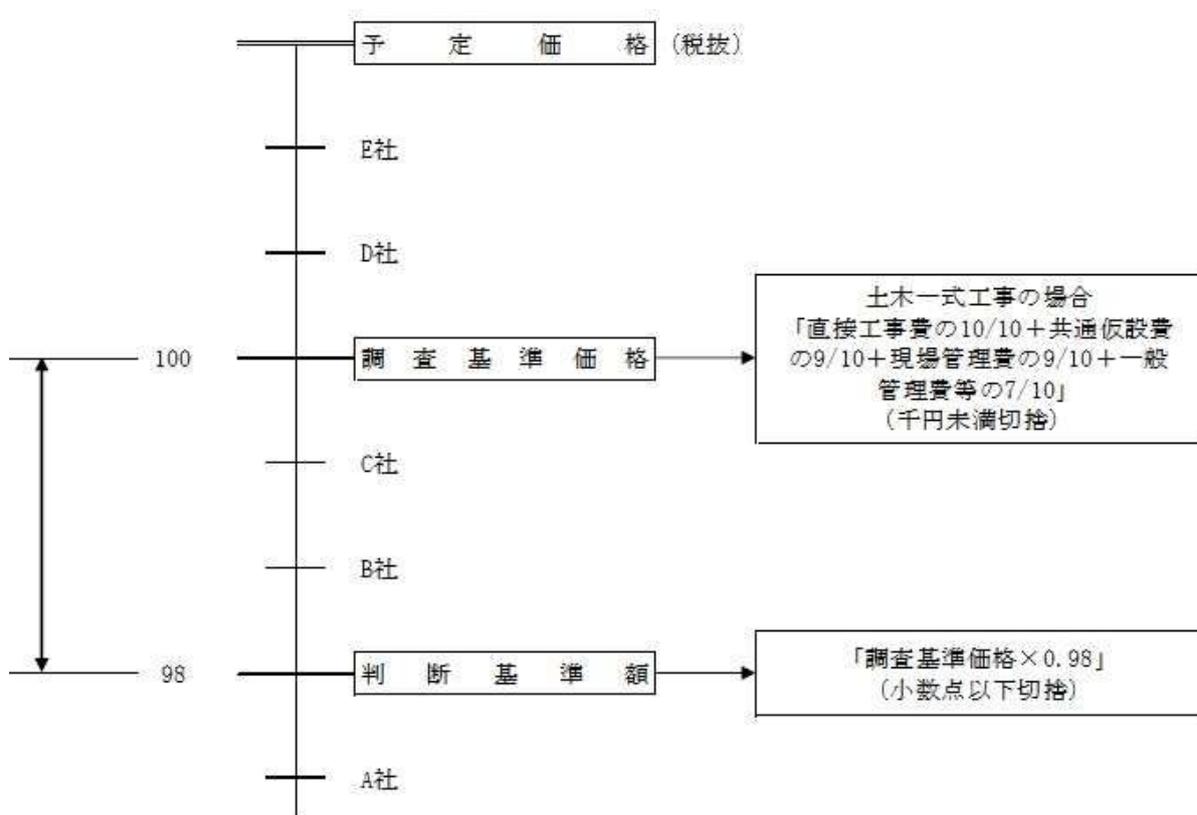
基 準	判定	否とした場合の理由
①調査に協力的である。	適・否	
②企業努力による適正な見積に基づく公正な価格競争の結果である。	適・否	
③工事の手抜きにつながるおそれがない。	適・否	
④下請けへのしわ寄せにならない。	適・否	
⑤労働条件の悪化につながらない。	適・否	
⑥安全対策は徹底されている。	適・否	
⑦その他	適・否	

5. 総合判断

契約の内容に適合した履行がされる。	適・否
-------------------	-----

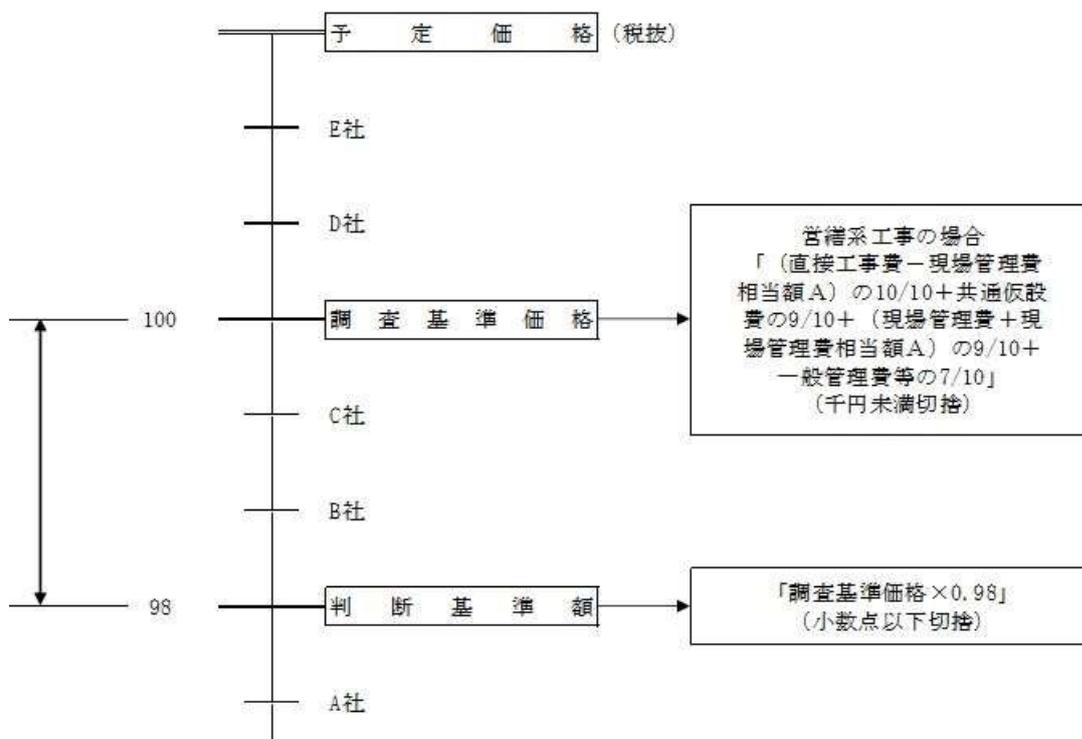
ただし、土木系工事のうち土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの及び営繕系工事のうち営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のものについては、当分の間「判断基準額」及び「数値的判断基準」の④、⑦、⑧は適用しない。特殊な機械設備・電気設備及び土木系、営繕系を問わず、解体工事については、当分の間「判断基準額」及び「数値的判断基準」の④～⑧は適用しない。

判断基準の考え方(土木系工事の場合)



- 1 入札価格の全てが調査基準価格以上の場合
調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札とする。
- 2 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合
 - ① 「判断基準額」を下回る業者（ここではA社）は、調査対象外となり「不落札」とする。
 - ② 調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額以上で調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（ここではB、C社）となり、調査書類等の提出を求める。
 - ③ 調査は、調査対象者の内、最低の価格で入札した業者（ここではB社）から順に行う。

判断基準の考え方(営繕系工事の場合)



※現場管理費相当額Aの算定方法

- | |
|--|
| ア イを除く営繕工事…設計図書上の直接工事費の10%
イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者
を対象とした工事…設計図書上の直接工事費の20% |
|--|

入札価格の全てが調査基準価格以上の場合

調査は必要とせず、最低の価格で入札した業者を落札とする。

2 調査基準価格を下回る金額の入札があった場合

- ① 「判断基準額」を下回る業者(ここではA社)は、調査対象外となり「不落札」とする。
- ② 調査を実施する場合、調査対象者は判断基準額以上で調査基準価格を下回る価格で入札を行った者全員(ここではB、C社)となり、調査書類等の提出を求める。
- ③ 調査は、調査対象者の内、最低の価格で入札した業者(ここではB社)から順に行う。

別記第1号様式（第4条関係）

調査基準価格算定調書

土木系工事(土木等一般工事)

1. 工 事 名

工事の区分

2. 設 計 金 額 (税 抜 き)

3. 予 定 価 格

4. 調査基準価格の算出

① 直接工事費 ()の10/10	円
② 共通仮設費 (小数点以下切捨て) ()の9/10	円
③ 現場管理費 (小数点以下切捨て) ()の9/10	円
④ 一般管理費 (小数点以下切捨て) ()の7/10	円
調査基準価格の算出基礎額 計 ①+②+③+④ (千円未満切捨て)	円

5. 調査基準価格

調査基準価格	円
--------	---

6. 判 断 基 準 額

判断基準額 調査基準価格×0.98 (小数点以下切捨て)	円
---------------------------------	---

別記第1-1号様式(第4条関係)

調査基準価格算定調書

土木系工事(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

1. 工 事 名

工事の区分

2. 設計金額(税抜き)

3. 予定価格

4. 調査基準価格の算出

① 直接工事費 ()の10/10	円
② 機器単体費 (小数点以下切捨て) ()の9.2/10	円
③ 共通仮設費 (小数点以下切捨て) ()の9/10	円
④ 現場管理費 (小数点以下切捨て) ()の9/10	円
⑤ 一般管理費 (小数点以下切捨て) ()の7/10	円
調査基準価格の算出基礎額 計 ①+②+③+④+⑤ (千円未満切捨て)	円

5. 調査基準価格

調査基準価格	円
--------	---

調査基準価格算定調書

営繕系工事(建築工事)

1. 工 事 名

工事の区分

2. 設 計 金 額 (税 抜 き)

3. 予 定 価 格

4. 設計図書上の直接工事費 (α)

(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費※)

※ 機器単体費とは、「当該機器の製作工場において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。

機械設備工事と電気設備工事の場合入力
(設計図書上の直接工事費のうち機器単体費の割合)

5. 設計図書上の現場管理費 (β)

6. 調査基準価格の算出

(γ) 現場管理費相当額 (円未満切捨て)

(注) 現場管理費相当額A

ア: 直接工事費に10分の1を乗じた額: イを除く営繕系工事

イ: 直接工事費に10分の2を乗じた額: 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

①	直接工事費 (α) - (γ) (() 円) の10/10	円
②	共通仮設費 (() 円) の9/10	円
③	現場管理費 (β) + (γ) (小数点以下切捨て) (() 円) の9/10	円
④	一般管理費 (小数点以下切捨て) (() 円) の7/10	円
調査基準価格の算出基礎額 計 ①+②+③+④ (千円未満切捨て)		円

7. 調査基準価格

調査基準価格

8. 判 断 基 準 額 (機械設備工事と電気設備工事で設計図書上の直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの及び解体工事には不適用)

判断基準額

調査基準価格 \times 0.98 (小数点以下切捨て)

低入札価格調査の実施概要

工 事 名:

調査実施の業者名:

項 目	内 容
1 その価格で入札した理由及び入札価格(内訳書添付)	
2 手持工事の状況	
3 手持資材・購入予定資材の状況	
4 手持機械の状況	
5 労務者の確保計画	
6 安全対策の計画	
7 品質確保の計画	
8 技術者等の配置計画	
9 過去に施工した公共工事の成績	
10 建設副産物の搬出予定の状況	
11 下請予定業者の状況	
12 経営内容状況及び信用状況	
13 そ の 他	

低入札価格調査表

入札者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名
(担当者名)
(担当者連絡先)

工 事 名	
工 事 場 所	
入 札 価 格	円

1 その価格で入札した理由

- ※1 本市設計書の積算体系に準じた入札価格の内訳書(工事費内訳書)を添付すること。
- 2 工事費内訳書に基づき、当該価格で入札した理由(低価格で施工することが可能となる理由)を具体的に説明する。
特に工事の品質、下請契約、労働条件、安全対策の適正確保の事項等についても記載すること。

手持工事の状況

発注者	元請 下請 区分	工事名	契約金額 (千円)	技術者名		着手年月	備考
				監・主	専・非	完成予定年月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	
						年 月	
				監・主	専・非	年 月	

- ※1 すべての受注工事（公共工事）について記載すること。
- 2 技術者欄の「監・主」は、監理技術者・主任技術者の略。該当するものに○印をつける。
- 3 技術者欄の「専・非」は、専任・非専任の略。該当するものに○印をつける。
- 4 下請の場合は、備考欄に元請業者名を記入する。
- 5 間接費の節減が可能な対象工事があれば、備考欄に「節減対象」と記入する。
- 6 該当項目がない場合は、「該当事項無し」と記載する。

施工体系図兼下請契約計画調書

工事名:

工事価格: _____ 円

(入札価格・消費税は含まず)

【元請負人に関する事項】

元請業者名	
所在地	
現場代理人名	
監理技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
主任技術者名	
工事内容	

【下請負人に関する事項】

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 _____ 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形(日)

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 _____ 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形(日)

下請業者名		許可番号	大臣・一般 知事 特定 第 _____ 号
所在地		許可年月日	
工事内容		許可業種	
		主任技術者	
		見積金額	
		代金支払方法	現金・小切手・手形(日)

下請・見積金額計 (消費税含まず)	_____ 円
----------------------	---------

※調査業務、安全管理委託等についても記載すること。